

実務対応報告公開草案第53号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」に対するコメント

2018年2月6日

日本経済団体連合会 経済基盤本部

- ・ 経団連は、実務対応報告公開草案第53号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」）に対し、我々のコメントを提出する機会の提供を歓迎する。
- ・ 各設問に対するコメントは以下のとおりである。

質問1

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

- ・ 同意する。

質問2

仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

（コメントなし）

質問3

開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

- ・ 同意する。
- ・ 仮想通貨の残高が総資産に占める割合が重要ではない場合は注記不要という整理になっており（本公開草案 第17項）、現時点では実務上の負担は特段発生しないと考える。
- ・ ただし、将来的に、仮想通貨決済が一般的になり、仮想通貨が現金と同様の位置づけになった場合に本注記の要否を改めて検討する際には、現在、外国通貨の内訳の注記を求めていること等、他の開示との整合性も踏まえていただきたい。

質問4

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

（コメントなし）

以上